行政文書の管理に関するガイドライン

別表第二の「具体的な移管・廃棄の判断指針」の明確化

―公益法人等の設立・廃止等、 指導・監督等に関するものを事例に―

林

孝

樹

めこ

いこ。

「大大」のは、一日、「公文書等の情置をとるべきことが規定さまた、歴史公文書等」に該当するものにあっては国立公文書館等への移管によって、行政機関は、行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置を、保存期間が満了する前のできる限り早い時期に設定すること、すなわち、保存期間が満了する前のできる限り早い時期に設定すること、すなわち、保存期間が満了する前のできる限り早い時期に設定すること、すなわち、の措置を、それ以外のものにあっては国立公文書館等への移管を、では、一旦、「公文書等の管理に関する法律」(平成二一年法律で、こ。

ものと位置づけられる。移管又は廃棄の判断については、ガイドライン第管理規則の規定例を示し、規定の趣旨・意義や実務上の留意点を解説した(平成二三年四月一日内閣総理大臣決定。平成二九年一二月改正。以下「ガ平成二三年四月一日に施行された「行政文書の管理に関するガイドライン」どのように移管又は廃棄を判断するのかといった実務に関する事項は、

規則も、このガイドラインに基づいて作成される。
して、(一)から(五)の事項が記されている。各行政機関の行政文書管理考え方」が記されている。次に二の、「具体的な移管・廃棄の判断指針」と「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当する一の「基本的な別表第二の構成は以下の通りである。まず、国立公文書館等に移管する

のか、How: どのように評価選別するのか、といった要素について絶えずどこで評価選別するのか、Why: どのような理由に基づいて評価選別するか、What: 何を評価選別するのか、When: いつ評価選別するのか、Where: 文書の評価選別という業務を考える際には、Who: 誰が評価選別するの

け高い関心が持たれていることが理解できる。 した研究をみても評価選別の基準を議論した研究は多く。、それだのかといった幅広い評価選別論が必要となると坂口氏は述べているが、、のかといった幅広い評価選別論が必要となると坂口氏は述べているが、、のかといった幅広い評価選別論が必要となると坂口氏は述べているが、そのかといった類型的な基準をどう作るのかといった点は、評価選別論において最議論していくことが求められるが、その中でも何を移管・廃棄するのかと

その背景には、評価選別の基準が曖昧となっており、その結果、効率的・その背景には、評価選別の基準が曖昧となっている理由として、「各県で制定されている選別基準は、収集の根拠規程としての対外的(対県庁)意味あいが強く、あらゆる文書を収集できるようしての対外的(対県庁)意味あいが強く、あらゆる文書を収集できるように基準が設定されている」ため、「大綱・視点を提供する程度で実践に活用で基準が設定されている」ため、「大綱・視点を提供する程度で実践に活用で基準が設定されている」とめ、「大綱・視点を提供する程度で実践に活用でいる県立を提供する程度で実践に活動している。広島県立文書館元副館長の安藤福平氏は、評価選別の基準が曖昧となっており、その結果、効率的・その背景には、評価選別の基準が曖昧となっており、その結果、効率的・るで、

行われた。。

「こうした中、評価選別を効率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を効率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を効率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を効率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・効果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めていくための方策として、こうした中、評価選別を対率的・対果的に進めている場合に対している。

はなく、経験の蓄積を反映してたえず豊かなものにしていく必要がある」こうした背景の中で、安藤氏は、評価選別の基準は「永久不変なもので

を共有することが望まれる」と論じている『。と述べ、「そのためには、評価選別のケーススタディを積み重ね、その成果

<u>ー</u>の 廃棄の判断基準を精査することが求められる。 離したところにある。 従来の主務官庁制度・許可主義を廃止し、 督が必要というものであった。こうした中、 幹となる考え方は、公益法人の設立から運営に至るまで、官庁の指導・ は明治二九年(一八九六年)に公布された民法を根拠にしていた。その根 移管基準をより精査する必要が出てきたからである。従来、 平成二〇年一二月より開始された公益法人制度改革によって、 導・監督等に関するもの」に該当する文書が何であるのかという点を明確 許認可等に関する重要な経緯」の中でも、 管・廃棄となるのかを検討することを目的とする。とりわけ本稿では、 進めていく際のケーススタディとして、 公文書等に該当し、国立公文書館等への移管対象になると記載されている。 にすることを意図する。別表第二の二の(一)の一二(二)では、「公益法 表第二の二(一)の「一二 法人の権利義務の得喪及びその経緯」の「(二) 人等の設立・廃止等、 人等に関する文書の在り方も変わってくるであろうし、 ではなぜ数ある事項の中で、公益法人を取り上げるのか。その理由は、 本稿では、上記の指摘を踏まえて、評価選別基準の策定や見直しを今後 「具体的な移管・廃棄の判断指針」を取り上げ、 公益法人制度改革によって、今後作成される公益法 指導・監督等に関するもの」に関する文書は、 国の評価選別の基準である別表第 「公益法人等の設立・廃止等、 法人の設立と公益性の判断を分 公益法人制度改革の主眼は、 どのような文書が移 それに伴い、 公益法人制度 歴史 別

程で発生する文書を明らかにしていくという研究方法を採用する。評価選た文書や政策担当者へのヒアリングを取り入れて業務プロセス及びその過以上の目的を達成するために、本稿では実際に国立公文書館に移管され

ることが肝要」□となるからである。別等の文書の管理のためには、「文書を業務活動の脈略に位置づけて把握す

を考える上でも意義があると考えられる。

さらにこうした研究は、国立公文書館の業務や館で行う所蔵文書の研究

なると考えられる。 することで、より効率的・効果的な専門的技術的助言を行うことが可能に 助言を求めることができると、ガイドライン七-一の (三) で定められてい 管又は廃棄という保存期間満了時の措置を定めるのは行政機関である。 専門的技術的助言を実施している。 を検討することで、国立公文書館の業務の効率化を図ることができる。 業務上の意義としては、 条第四項の規定の基づき、 実際に、国立公文書館法 措置の設定においては、必要に応じ、 別表第二の「具体的な移管・廃棄の判 (平成一一年六月二三日法律第七九号)の第 国立公文書館は、 したがって、 国立公文書館の専門的技術的 内閣府の依頼に基づき、 移管・廃棄の基準を検討 断 指針」 移

続き、 案・決定・実施という業務プロセスに着目して、「統計調査の企画に関する された決裁文書から意思決定過程を明らかにした研究『や統計調査の立 かにするというものである12。また、 関する研究の発展に資することができる。 文書」を考える着眼点を提示した研究⁴もあり、 `組織構造や文書管理規則や移管基準の変遷から、移管文書の特徴を明ら 方、 業務プロセスに着目した研究に位置づけられる。 研究上の意義としては、 国立公文書館が所蔵している移管文書に 水資源開発基本計画を事例に、 その代表的な研究は、 本稿も、 こうした研究に 行政機関 移管

遷してきたかを明らかにする。続く第三章では、実際に国立公文書館に移の移管基準の変遷を跡付ける。第二章では、公益法人制度がどのように変本稿の構成を示すと以下の通りである。第一章では、法人に関する文書

まえて、公益法人に関して移管・廃棄とされる文書とその特徴を明らかにが発生するのかを明らかにする。最後に第四章では、これまでの検討を踏か、実際の業務プロセスを跡付けるとともに、その過程でどのような文書設立・廃止等、指導・監督等に関する業務がどのような過程で行われるの管された文書の分析や元担当者からのヒアリングを通して、公益法人等の

ポー章 法人に関する文書の移管基準等の変遷

する。

にも、 管基準がどのように変遷してきたのかを明らかにする る。 管理法によって大きな変遷をみる。そこで、 三年四月一日に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律 付ける作業がまず求められる。国立公文書館への文書移管制度は、 法施行以後という時代区分から、国立公文書館への文書移管制度を跡付け 行以前、②情報公開法施行以後から公文書管理法施行まで、 (以下「情報公開法」という。) や平成二三年四月一日に施行された公文書 第一 同時に、こうした文書移管制度の変遷の中で、 章では、 国立公文書館への文書移管制度がどのように変遷してきたのかを跡 法人に関する文書の移管基準の変遷を跡付ける。 第一章では、 法人に関する文書の移 ①情報公開法施 ③公文書管理 そのため 平成一

第一節 情報公開法施行以前の移管基準

国の行政機関等から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存・昭和四六年に国立公文書館は開館された。開館以降、国立公文書館は、

書館に移管された㎡。
書館に移管された㎡。
書館に移管された㎡。開館当初、行政機関における公文書の移管は、「国立公文に十年未満の保存期間を定められたもので、すでに十年を経過したもの並びに十年未満の保存期間を定められたもので、すでに十年を経過したもの並びに十年未満の保存期間を定められたもので、すでに十年を経過したもの並びに十年未満の保存期間を定められたもので、保存期間の経過したもの並びに十年未満の保存期間を定められたもので、保存期間の経過したもの並びに十年未満の保存期間を定められたもので、保存期間の経過したものが、昭立公文書のお管は、「国立公文書館に移管された㎡。

基づいて移管が行われるようになった。 機関ごとに定められていたのである。 が移管対象とされた。こうした中で、 ていない文書の中で、「国立公文書館に移管の必要があると認められるもの が経過した「永久保存文書」のほかに、 五五年一二月二五日連絡会議申合わせ)□によって定められた移管基準に 文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について」(昭 によって移管が行われた。 昭和五二年から五四年までは、 しかし、 各行政機関との間で行われた個別 昭和五五年以降は 法人に関する文書の移管基準も行政 この基準によれば、 有期限文書や保存期間が定められ 「公文書等の国立公 作成後三〇年 の協議

第二節 情報公開法施行以後から公文書管理法施行までの間の移管基準

○・三○年等の保存期間が定められるようになった™。
う区分はなくなった。代わりに、すべての行政文書には、一・三・五・一その後、平成一三年四月一日に情報公開法が施行され、「永年保存」とい

の運用について」(平成一三年三月三〇日各府省庁文書課長等申合せ、平成な保存のために必要な措置について(平成一三年三月三〇日閣議決定)等法人に関する文書については、・「歴史資料として重要な公文書等の適切

た。 文書の類型として、 するために必要な記録として、 務の実績報告書に関しては、国政上の重要政策等に係る意思決定等を理解 特殊法人、認可法人又は旧民法第三四条の規定により設立された法人の業 止の決裁文書が三〇年保存で原則移管するとされた。一方、独立行政法人、 な文書類型とともに示された。法人関係の文書では、 ついて移管対象として検討することが適当であるとされた(該当する行政 中で、 七年六月三〇日改正) 移管することが適当な行政文書についての基本的考え方が具体的 業務実績報告書及び指導監督の結果報告書が挙げられ (以下「文書課長等申合せ」という。) 継続的な保存の必要性が認められるものに 許可法人の設立・廃 0) (別

た。法人関係に関する具体的な公文書等類例は以下の通りであるロ。された。具体的には、文書の内容別の類型に対応した移管基準が定められその後、平成一七年六月三〇日付けで、文書課長等申合せの別表が改訂

法人等の設立、廃止等に関する文書①独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校

法人等の事務又は事業の方針・計画書に関する文書②独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校

法人等の実績報告書
③独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校

人等の指導監督の結果報告書④独立政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法

報告書のほかに、事務又は事業の方針・計画書に関する文書、指導監督の公文書等類例より理解できるように、設立、廃止等に関する文書、実績

結果報告書も移管対象になりうることに言及された。

第三節 公文書管理法施行以後の移管基準

「理由」の二つが挙げられている20。
「理由」の二つが挙げられている21。
「理由」の二つが挙げられている21。
「理由」の二つが挙げられている21。

の「独立行政法人等に関する事項」に該当するとされた。
該当するとされたが、独立行政法人については、別表第二の(一)の一七た。すなわち、公益法人等については別表の第二の(一)の一二の事項に目の中で扱われていたが、ガイドラインではそれぞれ別の項目に分けられまた、文書課長等申合せにおいては、独立行政法人と公益法人は同じ項

二章 公益法人制度の歴史的変遷

係がどのように変遷してきたかを明らかにする。法人制度を前後して、公益法人の定義や在り方、行政機関と公益法人の関第二章では、公益法人制度の歴史的変遷を跡付ける。具体的には、公益

第一節 日本における公益法人制度のはじまり(明治二九年 民法制定)

持つようになったからであるw。基点とするw。なぜなら、公益法人は民法に取り入れられて明確な地位を日本の公益法人制度の歴史は、民法(明治二九年法律第八九号)制定を

正務官庁の許可を得ることの三点である™。 である。具体的には、次のような要件を満たして設立される。するかち、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③なわち、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③なわち、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③なわち、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③なわち、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③はおよりに対して、民法の規定によ第三四条の規定によると、公益法人は、社団法人と財団法人に分とれる。社団法人とは、「団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個に民法第三四条の規定によると、公益法人は、社団法人と財団法人に分という。

益を分配することを目的としないという意味である。利益を求めないのは次に、②の「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられている。まず、①「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数のまず、①「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の

法人の構成員であり、法人自体が利益を求めないという意味ではない。最 法人の構成員であり、法人自体が利益を求めないという意味ではない。最 法人の構成員であり、法人自体が利益を求めないという意味ではない。最

このように、公益法人は主務官庁の許可を受けることで設立できる。社 このように、公益法人は主務官庁の許可を受けることで設立できる。社 このように、公益法人は主務官庁の許可を受けることで設立できる。社 このように、公益法人は主務官庁の許可を受けることで設立できる。社 このように、公益法人は主務官庁の許可を受けることで設立できる。社

いう³⁰。 公益法人に対する指導・監督についても、法人の目的・事業に関連する なる法人に対する指導・監督についても、法人の目的・事業に関連する なる法人に対する指導・監督についても、法人の目的・事業に関連する

第二節 公益法人制度改革の達成

公益法人制度改革は達成された。その後、平成二○年一二月の公益法人制度改革関連三法の施行によって、

法第四条)。 社団法人又は一般財団法人は、行政庁に対して公益認定を申請する(認定の手続きが定められている。具体的には、公益認定を受けるために、一般を公益社団法人又は公益財団法人と呼ぶ。認定法の中で、公益認定のため一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益認定(後述)を受けた法人

行う。 織と機能を有する合議制の機関を設置して、 を拠点として活動する法人に関しては、 会の意見に基づいて内閣総理大臣が公益認定等を行う。一方、一定の地 閣総理大臣の下に民間有識者等からなる公益認定等委員会を設置し、 正するために、一元的な判断の仕組みが設けられている。 県知事を指す。国においては、主務官庁の縦割りによって生じる弊害を是 う行政機関である。 行政庁とは、 特定の法人の公益性を認定し、 新制度の下では、 行政庁とは内閣総理大臣又は都道 都道府県知事の下に国に準じた組 都道府県知事が公益認定等を その後の指導・監督等を行 具体的には、 委員

第四四、四五条)。移行期間中に認定・認可を受けない法人は、移行期間のは一般社団法人・一般財団法人として認可を受けることができる(整備法又は認可を申請し、公益社団法人・公益財団法人として認定を受ける、又して存続し、移行期間の終了(二○一三年一一月三○日)までに公益認定なお、旧民法により設立された社団法人・財団法人は、特例民法法人と

備法第四六条)。 満了の日に解散したものとみなす、いわゆる「みなし規定」がとられる (整

ロセス第三章 公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関する業務プ

究を行うことはしない。 書を選んだ。 や作成年度の比較を行うことは難しく、 本稿で扱った文書は、移管されたものの中のごく一部に過ぎず、行政機関 制限等の制約があり、すべての文書を閲覧できるわけではない。そのため、 とを目的とする。 るとともに、その過程でどのような文書が発生するのかを明らかにするこ する業務がどのような過程で行われるのか、実際の業務プロセスを跡付け らのヒアリングを通して、公益法人等の設立・廃止等、 い厚生労働省や農林水産省等を中心に選定したが、今回はサンプル的に文 第三章では、 実際に国立公文書館に移管された文書の分析32や担当者 なお、 国立公文書館に移管された文書については、 また、本稿で用いた文書としては、 本稿ではこうした比較を通した研 指導・監督等に関 所管法人が多 利用

第一節 公益法人制度改革以前

一設立

差し支えないと認められた後に、許可伺いのため決裁がとられることとさ果、公益法人制度改革以前は、主務官庁が設立の許可を審査し、許可して国立公文書館に移管された文書の中で既に公開された文書を調査した結

れていた33。

ない可能性があると考えられる。 記した文書は一般的に残さない、 がら今回確認した資料からは発見できなかった。おそらく、 適当であるか否かを審査する。 要性のほかに、法人の具体的説明として、法人の機能、 その社会的背景や目的が記載される。具体的には、設立の背景、目的、必 対して提出する。設立許可申請書には、なぜ法人を設立するのかといった、 認した資料から推測すると以下のようであると考えられる。まず、社団法 人・財団法人の設立者は、法人設立のために設立許可申請書を主務官庁に 人員等が記載される。また法人によっては、当該年度の収支計画や事業内 次に、申請書を受け取った主務官庁は、申請書の内容を審査し、設立が 法人設立許可のための業務プロセスおよびその過程で発生する文書は確 長期収支計画(案) や長期事業内容(案)を添付することもある。 しかし、 あるいは審査の過程はそもそも記録され 審査の過程を記した文書は残念な 事業内容、 審査の過程を 組織・

財団法人から提出される設立許可申請書が参考として綴られる。
謄本の認証を行ってよいかという伺い等が綴られる。同時に、社団法人・知書を設立者に交付してよいかという伺い、設立登記のために許可指令書書には、設立を許可する旨を記載した許可指令書のほかに、設立許可の通書での後、法人の設立を許可してもよいかを伺う決裁が行われる。決裁

寄附行為等が添付される。
新旧対照表、変更理由、変更するに至った会議の議事録™、変更前の定款・人の設立者は、定款・寄附行為変更のために、定款・寄附行為変更許可申人の設立者は、定款・寄附行為変更のために、定款・寄附行為変更許可申入の設立許可と同様の業務プロセスで行われる™。まず社団法人・財団法人の設立許可に関しても、法

可申請書も決裁書の中に綴られる。 法人の設立許可と同様に、定款・寄附行為の変更許可書謄本が原本と相違ないこ とを認証する文書等が綴られる。また参考として、定款・寄附行為変更許 が適当であるか否かを審査する過程を記した文書は今回確認した資料から とを認証する文書等が綴られる。また参考として、定款・寄附行為のみで とを認証する文書等が綴られる。また参考として、定款・寄附行為のみで で款・寄附行為ので更を許可する旨が記載された で表・寄附行為の変更許可に関しても、変更 が適当であるか否かを審査する過程を記した文書は今回確認した資料から

の設立の際に残される文書と非常に類似していると言える。このように、定款・寄附行為の変更許可において残される文書は、法人

一 指導·監督

されていることが明らかになった。財団法人に対する立入検査に関する文書が歴史的に重要な文書として移管移管された文書の中で、既に公開された文書を調査した結果、社団法人・のような文書が国立公文書館に移管されるのであろうか。国立公文書館に次に、法人に対する主務官庁の指導・監督に関する文書に関しては、ど

スト る。 実施の通知を伺う決裁を行う。 具体的な業務プロセスは以下の通りである。 係る文書を事例にして、立入検査の実施に係る業務プロセスを説明する%。 点を中心に検査方針を決め、それについて重点的に検査を行う。 査票の作成を指示し、 ここでは、 こうして検査班は、 (後述) と公益法人から回収した事前調査票によって顕在化した問題 事前 に把握した問題点に基づき質問票を作成する。 金融庁による、社団法人金融財政事情研究会への検査実施に 検査実施の一週間以内に回答する旨の依頼がなされ 検査項目が記載された公益法人検査用チェックリ 通知の際には、 まず、 公益法人に対して、事前調 公益法人に対する検査 検査実施の際に 検査の前

決裁が行われる。後、改善を要する事項をとりまとめ、検査結果通知を作成し、通知を伺う後、改善を要する事項をとりまとめ、検査結果通知を作成し、通知を伺うして検査班の見解を示し、指摘内容について相互の認識を確認する。そのは、この質問票に基づき、検査の当日に公益法人から回答をもらう。こう

の目的、 説明、 文 決算報告書、財産目録、事業計画書、予算書)、検査の根拠となる法令の条 よって作成される文書(法人の役員名簿、定款、 置状況を記載する欄がある38。そのほかに参考として、 理運営状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況)、チェック項目に係る とは、検査を効率的に行うためのリストである。チェック項目 公益法人検査用チェックリスト、事前調査票が綴られる。 査実施予定日、実施方法等が記載される。また、検査に関する文書として、 査対象法人に送付する通知書が綴られる。通知書には、 まず、検査の実施及び通知を伺う決裁が行われるヨワ。この決裁書には、 では、この過程でどのような文書が発生し、 一方、事前調査票には、調査事項、 前回の検査結果通知を綴った決裁書が添付される 備考が記載される。このチェック項目に基づいて検査は行われる。 事業内容、 事業の実施状況、 収支状況)を記載した文書、 公益法人側の考え方・問題点等の措 保存されるのであろうか。 事務規程集、 法人の概要(法人 検査対象法人、検 チェックリスト 事業報告書 (組織、 管 検

査結果の通知事項に対する改善状況等の報告を求める書類が綴られる。こ次に保存される文書は、検査結果通知の伺い及び改善状況等の報告を法人次に保存される文書は、検査結果通知の伺い及び改善状況等の報告を法人次、に求めてよいかという伺いに係る決裁書である宮。綴られる文書としては、に求めてよいかという伺いに係る決裁書である宮。綴られる文書としては、た成書を見た限り、検査方針策定の過程を議論した文書は保存されない。その後、検査班が問題点を議論し検査方針を決め、検査が実施される。

検査の根拠となる民法の条文、内部説明用に準備された検査結果の概要: 求めた資料、 関しては色づけされる。 ク項目ごとに適切な運営が行われているかを検査班が記述する。 で用いたチェックリストと質問票が綴られる。チェックリストには、チェッ 応策の報告を通知日より一ヶ月以内に書面に行う旨の要請が記載されてい による監査報告書、 答及びそれに対する検査班の見解が記載される。さらに、検査時に提出を 通 また立入検査の概要 短知には、 すなわち検査時徴求資料として、 通知した事項に対する事実認識、 監査結果要約が綴られる。その他の参考資料として、 一方、質問票には、質問事項に対する法人側の回 (検査結果、 通知事項)が綴られるほかに、 法人の組織図、 発生原因分析及び改善・対 独立監査人 改善点に 検査

検査実施通知を伺う決裁書(チェックリスト、事前説明票等)が綴られる。

たが、 リストが綴られている点は、 られる。 みられる。 保存されていることを確認した。しかし、 伺いに係る決裁、 事項一覧、 えば、公正取引委員会による立入検査Ҹや総務省による立入検査Ҹについ 文書をどの程度残すかという点では、 以上、 日時、 査票は保存されていなかったため、 残された文書から判断する限り、 検査方針策定の過程を議論した文書は保存されず、検査実施通知 立入検査の実施に係る業務プロセスの中で発生する文書をみてき 検査事項ー まず検査の実施及び通知を伺う決裁においては、 場所等を記載した通知のほかに、根拠となる省令・訓令、 公益法人の事務所における備付書類及び帳簿の一覧リストが綴 検査の際に使用する参考資料を記入する欄がある。 及び検査後の結果通知の伺いに係る決裁に関する文書が 覧には、 金融庁による検査と同じである。 検査事項・項目・細目欄、 各省庁によって違いがみられる。 金融庁による検査との間に違いが 実際に事前調査が行われたのかに 検査の手順や内容、 評価 検査方法・項 (A~C) を 検査に係る しかし、 チェック 検査 事 例

ついては判断できなかった。

の回答も残されていない。 付される。ここでも、 事務所における備付書類及び帳簿リスト一覧、 事項欄に、それぞれ指摘事項が記載される。また決裁書には、 口頭により指摘した事項欄と文書により指示する必要があると考えられる 事項一覧には、 きAからCで評価される)と検査所見 施状況、会計処理・収支及び資産の状況、予算及び決算の状況の四点につ 検査結果 まず検査結果報告書と検査事項一覧が挙げられる。 が違うため、 また、 検査結果通知の伺いに係る決裁書についても、 (総合的評価として、 残される文書も異なっている。ここで残される文書として、 検査事項・項目・細目につき、AからCで評価されるほか、 質問票は保存されておらず、 法人の業務の運営状況、 (総評) が記載される。一方、検査 寄附行為が参考資料として 検査結果報告書には、 質問に対する法人から 事業の内容及び実 検査の手順や内容 公益法人の

異なることが理解できる。 このように、立入検査に関する文書の中で残される文書は省庁によって

三廃止

その許可を取り消すことができる。 理 をしないときも、 他の方法により監督の目的を達することができないときは、 監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、 その目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の ス及びその過程で発生する文書をみていく。 由 最後に、 が規定されている。 法人の廃止、 同様とする」というように、設立許可の取り消しを行う すなわち設立許可の取り消しに関する業務プロ 正当な事由なく引き続き三年以上事業 旧民法第七一条では、 主務官庁は、 セ

財産、 と書面双方から確認がとられている。 決裁前の段階で代表者からは設立の取消しについて依存がないことを電話 が綴られている。 法の参考条文、 法人の代表者に対する聴聞を通知するとともに、 する聴聞の実施について(通知)」という通知書が綴られている。ここでは、 裁が行われた。決裁書には、「社団法人多摩生物理化学研究会の取消しに関 眠法人の設立許可の取り消し事由に該当するとして、聴聞を行うための決 会型の場合、 聴聞実施を伺うための決裁を行う。 している。また、 設立登記後に役員の改選が行われた形跡がないことを踏まえ、 条の こうした理由に該当する場合、 定款上の解散事由、 「正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないとき」いわゆる休 同法人の業務及び財産状況等の報告が行われていない、 法人の概要 なお、 通知のほかに参考として、 建前としては聴聞を行うこととしているが、 休眠法人に該当する理由)、 (代表者、目的、 主務官庁は設立の許可取り消 例えば、 事業、 聴聞を行う際の根拠となる民 社団法人多摩生物理化学研究 聴聞のための出頭を要請 現在の会員数、 設立許可書、 旧民法第七 しに関する 理事数、 定款等 また 既に

ほか、 聴聞を行った日時、 されている。 行政不服審査法第六条の規定により、 書が綴られる。 とを伺うための決裁も行われる。 の取り消しを伺う決裁が行われる。 められなかったことを理由に、旧民法第七一条の規定に基づき設立の許可 、が記載されている。 聴聞の実施後、 取り消しを行う理由や通知があった翌日から起算して六○日以内に また別添として、 設立許可取消書には、 三年以上事業をしていないことについて正当の 場所、 主務官庁側出席者、 聴聞の概要が綴られている。 決裁書には、 併せて、 設立を取り消す旨が記載されている 大臣に異議申し立てできる旨が記載 法務局に登記の嘱託をするこ 法人側出席者、 設立許可取消書、 具体的には、 確認した事 理由が 登記嘱託 認

> が添付される。 託が完了した際には供覧のための決裁が行われる。この決裁書には登記簿託が完了した際には供覧のための決裁が行われる。この決裁書には登記簿最後に、設立許可取り消しが行われた後、法務局による解散の登記の嘱

ロセスがとられる⁴³。 の伺いに関する決裁、社団法人の解散登記の嘱託完了の供覧という業務プの骨いに関する決裁、社団法人の解散登記の嘱託完了の供覧という業務のため文書も同様に、聴聞実施のための伺いに係る決裁、取り消しの実施のためまた、社団法人海と山の救難国際鳩協会の設立許可の取り消しに関するまた、社団法人海と山の救難国際鳩協会の設立許可の取り消しに関する

実施に係る決裁のみが保存されていると考えられる。『休眠法人/財団法人民生協会設立許可の取消しのいる。この文書の中身は、設立許可取消書、同協会への通知、地方裁判所への通知、法務局に対する登記嘱託書である。また参考として、聴聞事項への通知、法務局に対する登記嘱託書である。また参考として、聴聞事項への通知、法務局に対する登記嘱託書である。また参考として、聴聞事項への通知、法務局に対する登記嘱託書である。

産目録、 を提出する必要がある。 余財産を処分したい場合、 はその処分のための業務プロセスが発生する。 なお、 産 価格を証する書面 設立許可の取り消しを実施する際に、残余財産が存在する場合に 清算人氏名及び清算人就任承諾書、 また許可申請書のほかに、 (価格評価書、 法人の代表者は、 残高証明書等)、 処分財産内容及び処分方法、 主務官庁に対して許可申請書 法人を解散するとともに残 理由書、 理事会及び評議員 役員氏名、

た文書のほかに、参考として法人から提出された残余財産処分に関する許余財産の処分を許可するために決裁を行う。決裁には許可する旨を記載し会議事録謄本、寄附行為を添付する必要がある質。申請後、主務官庁は残

第二節 公益法人制度改革以後

申請書が添付される。

一設立

なったのである。なった。法人の設立に際しては、定款を作成し設立登記を行うだけでよくなった。法人の設立に際しては、定款を作成し設立登記を行うだけでよく益性の有無にかかわらず一般法の要件の下で法人格が認められるように前述のように、公益法人制度改革後は、当該団体が非営利であれば、公

一公益認定

として認定を受けることができる。
公益目的事業を行うため、一般社団法人及び一般財団法人は、公益法人

公益認定の申請は、申請書に必要な書類を添付して行う(認定法第七条)。公益認定を行うにあたり、行政庁は認定法第五条で定められている公益認定を行うにあたり、行政庁は認定法第五条で定められている公益認定を行うにあたり、行政庁は認定法第五条で定められている公益認定を行うにあたり、行政庁は認定法第五条で定められている公益認定が事からそれぞれ意見聴取をしなければならない(認定法第八条)。こうした意見聴取を行う理由について、公益財団法人公益法人協会は以下のような議論に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や警視総監政機関に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や警視総監政機関に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や警視総監政機関に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や警視総監政機関に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や警視総監政機関に、③税金の滞納処分がなされていないか等について警察庁長官や関係都道府県の法律を持ている。

に説明している。

る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 る関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。 とが法力であることから、必要な は、判断の であることがあってはならない。したがって、その認定に当たっ の信頼を損ねることがあってはならない。したがって、その認定に当たっ の関係行政機関等に協力を求める必要がある⁴⁶。

三条)。

三条)。

三条)。

三条)。

三条)。

一方、

行政庁が都道府県に設置される審議会その他の合議制の機関に諮問を行う。これられる委員会に対して諮問を行う。一方、

行政庁が都道府県知事の場合は、

が認定等委員会(以下「委員会」という。)に対して諮問しなければならい

(認定法第四三条)。

行政庁が内閣総理大臣の場合は、

内閣府に設置される審議会その他の合議制の機関に諮問を行う。これら

の委員会に属する委員は、

行政庁が内閣総理大臣の場合は、

内閣府に設置される。

で述認定を行うにあたって、行政庁は許認可等行政機関の意見を付して、

告を求めることができる(認定法第四四条第二項)。公表し、内閣総理大臣に対して当該答申に基づいてとった措置について報な協力を求めることができる(認定法第四七条)。さらに委員会は、答申をまた委員会は、必要に応じて関係行政機関等に対して資料提出等の必要

会は、以下のような見解を述べている。
公益認定等委員会が設置された背景について、公益財団法人公益法人協

公益認定等委員会にこのような機能を付与したのは、公益性に関する

等の客観性、透明性を担保し、この認定制度に対する信頼性を確保しよに裁量を行使することにより、内閣総理大臣が行う公益認定、監督処分態に即した適切な判断を行い、かつ、各省庁の意向に沿うことなく適切態に関与する仕組みを設けることで、内閣総理大臣の知見を補完し、実専門的知見を有する合議制の第三者機関が、公益認定、監督処分等の手

によって公益認定が左右されることを防ぐためであると述べているw。また、弁護士の熊谷則一氏も委員会が設置された理由は、行政庁の恣意

うとするところにある40

いては、委員長の名で内閣総理大臣宛てに答申される。 では公益認定を行うにあたり、どのような文書が残されるのであろうか。 では公益認定を行うにあたり、どのような文書が残されるのに諮問する前に、公益認定にひる。 この決裁書には、公益認定に係る申請書類及び旧主務官庁等から提出される意見聴取に関する文書が綴られる5。決裁後、事務局では委員会に諮問し、委員会では、提出された書類をもとに、法人の事業内容や財政に諮問し、委員会では、提出された書類をもとに、法人の事業内容や財政に諮問し、委員会では、提出された書類をもとに、法人の事業内容や財政の議論や意見交換は議事録として記録される5。 諮問の結果及び概要につの議論や意見交換は議事録として記録される5。 諮問の結果及び概要につの議論や意見交換は議事録として記録される5。

正、②公益目的事業の種類又は内容の変更、③収益事業等の内容の変更がある。大一スとしては、①公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるとも想定されるからである。行政庁から認定の変更を受けなければならなとも想定されるからである。行政庁から認定の変更を受けなければならなとも想定されるからである。行政庁から認定の変更を受けなければならなとも想定されるからである。行政庁から認定の変更を受けなければならないケースとしては、公益認定を受けるにふさわしい法人とはいえなくなるこれを認定という。

想定される。

様のプロセスで行われるエス。行政庁に提出される。認定の変更についての業務プロセスも公益認定と同庁に提出する必要がある。申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の変更の認定を受けるためには、変更に係る事項を記載した申請書を行政

指導·監督

は、以下の三点である。
公益法人に対しては、行政庁の指導・監督が及ぶ。監督の具体的な内容

重要な手段」⁵³となる。 第一に、法人への立入検査及び報告聴取が挙げられる。行政庁は、公益 重要な手段」 53となる。

第二に、法人に対する勧告が挙げられる。行政庁は、法令又は法令に基第二に、法人に対する勧告が挙げられる。行政庁は、勧告をした際には、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなした際には、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しない。 (認定法第三人称)。 行政庁は、法令又は法令に基第二に、法人に対する勧告が挙げられる。行政庁は、法令又は法令に基

法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、第三に、法人に対する命令が挙げられる。行政庁は、勧告を受けた公益

できる(認定法第二八条第三項)。当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが

画が終わればその報告も不要となる⁵⁵。に、行政庁に対して事業報告を行う必要がある。しかし、公益目的支出計主的な運営が可能となる。公益目的支出計画実施中⅓は、毎事業年度ごとなお、移行認可された一般社団法人、一般財団法人については、原則自

問題点や改善点がある場合、まず報告聴取を行うこととして、委員会でそ に基づいて提出された書類をもとに委員会で審査を行う。 う処置を公益法人に対してとることになる。こちらについても、 れる。また、公益認定の取り消し事由に該当する場合は、 提出させることができる。こうした文書は改めて委員会に提出され審査さ チェックリストに基づいた法人からの回答を踏まえ、問題点、改善等につ 概要及び検査項目が記載されたチェックリストが綴られる。検査実施後は 勧告書が答申される。 たると判断された場合は、 の内容を議論する。 の決裁書には、 入検査については、 では指導を行うにあたり、どのような文書が残されるのであろうか。 コメントを記載した文書が作られる。立入検査の結果、 法人に対する検査実施のための通知のほかに、その法人の 委員会で了解後、 事務局で実施通知伺いのための決裁がとられる56。こ その理由を付記した上で内閣総理大臣に命令・ 法人側に対して財務書類等の文書を 命令、 命令・勧告に当 報告聴収 勧告とい 大きな 立.

公益認定の取り消し

四

fdは、行政庁として必ず公益認定を取り消さなければならない。一方、後は、必要的取り消し事由と裁量的取り消し事由の二種類がある。前者の場命令によって、行政庁は公益認定を取り消せる。取り消し事由について

後、公益認定を取り消すことになるエ゙。者の場合は、一般的には行政庁は最初に勧告・命令等の措置をとり、その

よって、 は法令に基づく行政機関の処分に違反したときである。 事業活動等に関する公益認定法の規定を遵守しないとき、 条各号の公益認定基準のいずれかに適合しなくなったとき、 きである。裁量的取り消し事由に該当するケースとしては、 ④公益社団法人・公益財団法人から公益認定の取り消しの申請があったと の許可を受けたとき、③正当な理由がなく、行政庁の命令に従わないとき、 格事由) 必要的取り消し事由に該当するケースとしては、①認定法第六条各号(欠 公益認定、 のいずれかに該当するに至ったとき、 変更認定が行われた場合、また合併による地位の承継 ②偽りその他不正の手段に ③その他法令又 ②公益法人の ①認定法第五

第四章 移管・廃棄とされる文書とその特徴

か、その検討を行う。「公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの」が何を指すのて、公益法人に関して移管・廃棄とされる文書とその特徴を明らかにし、第四章では、これまでの検討を踏まえて、ガイドライン別表第二におい

第一節 公益法人

一 公益法人制度改革以前

寄附行為の一部変更の許可を審査し、許可して差し支えないと認められた第三章で明らかになったように、公益法人制度改革以前は、設立や定款・

後に、許可伺いのための決裁がとられる。

当し移管されるべきものと考えられる。 したがって、申請書が綴られているこれらの決裁書は、 が認められるのかといった行政機関側の裁量権を知ることも可能となる。 可主義がとられていた。そこで、 知る上でも重要である。 る上で重要である。こうした申請書は、 なぜ当該社団法人又は財団法人が設立されるのか、 査の過程を記した文書は保存されない可能性がある(あるいは、そもそも 申請書や定款・寄附行為変更許可申請書が綴られる。決裁書において、審 附行為を一部変更するのかといった、その社会的背景や目的、 作成されない可能性もある)。しかし、参考として綴られている申請書は、 いるが、同時に参考として、社団法人・財団法人から提出される設立許可 の一部変更を許可する旨を記載した定款・寄附行為変更許可書が綴られて 決裁書には、 設立を許可する旨を記載した許可指令書や定款・寄附行為 また、制度改革以前は、 申請書を通して、どの程度であれば設立 法人の機構や社会的役割、理念を 法人の設立に際して、許 あるいはなぜ定款・寄 歴史公文書等に該 必要性を知

や検査の観点を知る上でも有益である。 けるチェックリストや事前調査票も保存されるため、省庁による問題意識 その手順や内容、 法人・財団法人に対する立入検査に関する文書が歴史的に重要な文書とし ているのかを文書を通して知ることができる。ただし、省庁からの指摘が る問題点や改善点を指摘するものであり、 る立入検査に係る業務プロセスを跡付けたり、比較したりするためにも立 て移管されるべきものと考えられる。立入検査に関しては、省庁によって、 入検査に関する文書は移管されて然るべきである。また、 公益法人に対する主務官庁の指導・監督に関する文書については、 残される文書にも違いがある。そのため、 さらに立入検査とは、 各法人がどのような問題を抱え 検査実施前にお 各省庁におけ 法人が有す

が求められる。
「何を廃棄するのかという線引きについては、今後より詳細に検討することについては検討の余地が残る。立入検査に係る文書において、何を移管しほとんどない定期的な検査に関してまで移管する必要があるのかという点

最後に、法人の廃止、すなわち設立許可の取り消しを行う際には、聴聞 最後に、法人の廃止、すなわち設立許可の取り消しを行うに足る理由を記載することが求められている。ある法 について依存がないことが確認されている。こうした決裁書には、設立許 にかなぜ設立許可を取り消されたのか、その理由を残すためにも、こうし 大がなぜ設立許可を取り消されたのか、その理由を残すためにも、こうし た決裁書を移管する意味は大きいと考えられるss。

二 公益法人制度改革以後

更等に関する文書も廃棄とされていることがわかる。 法人、一般財団法人の設立に関する文書は廃棄とされていることがわかる。 と、また登記に関する事項はすべて廃棄とされていることから、一般社団 に、一般社団法人、一般財団法人の設立は登記さえ行えば誰でも行えるこ 事務に関する重要な経緯)はすべて廃棄の措置となっている50。このよう しては、 六、二○○条)、行政機関等に申請する必要はない。したがって、 登記に関する事項」(不動産登記事務に関する重要な経緯、 務局で行われるが、法務省行政文書管理規則 また一般社団法人の場合、社員総会の決議によって、一般財団法人の場 一方、公益法人制度改革後は、一般社団法人、一般財団法人の設立に際 評議員会の決議によって、 定款を作成し設立登記を行うだけでよくなった。 定款を変更することができ(一般法第一 別表第二によれば、「二十九 登記の業務は法 商業・法人登記 定款の変

ると考えられる。同様に、公益認定の変更に関する文書も、公益法人の経考えられる。議事録を通して、委員会における公益性の判断の基準や観点を助付けることで、公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することも可能となる。また、公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することも可能となる。また、公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することも可能となる。また、公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することも可能となる。また、公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することができるからである。また、公益性の判断をめぐる議論の内容を対して、公益認定をめぐる委員会での議事録が残される意義は大きいとしかし、公益認定をめぐる委員会での議事録が残される意義は大きいと

である。 営や体制に変更があったことを示すものとなるので、移管されて然るべき

から、なぜ認定が取り消されたのか、その理由や背景を知ることができる。 から答申がなされる際、 考えられる。特に、 考えても、重要な業務であることがうかがえるため、移管が適当であると する必要があり、 とが求められる。これらの業務を行う際は、 かった場合に実施される報告聴取、勧告、命令に関する文書を移管するこ する文書は、 に軽微な形でのみ提出されるだけだからである®。むしろ指導・監督に関 公益法人の経営や体制に問題が見受けられない場合、検査の結果は委員会 に関する文書の場合、移管は不要であると考えられる。立入検査の結果、 る必要はないと考えられる。 となりうる。ただし、指導・監督に関する文書に関しては、 点に意義があると考えられる。したがって、大きな問題点や改善点が見つ 指導・監督に関する文書、公益認定の取り消しに関する文書も移管対象 公益法人が抱える問題や改善すべき事項を知ることができる また内閣総理大臣に対して答申がなされる。この点から 勧告・命令及び公益認定取り消しに関しては、 認定取り消しの理由が付記される。こうした文書 通常、三年ごとに行われる定期的な立入検査 関連する文書を委員会に提出 すべて移管す 委員会

公益法人制度改革をめぐる移管文書の変遷

わったのであろうか。 では公益法人制度改革の前と後では、移管される文書はどのように変

知るという意味でも、設立許可に関する文書は移管する必要がある。しか公益法人を設立する目的や背景、また主務官庁による設立許可の裁量権を後は移管する必要がなくなった点が挙げられる。制度改革以前においては、第一に、法人の設立許可に関する文書については、公益法人制度改革以

る。るようになったため、設立に関する文書を移管する必要はないと考えられるようになったため、設立に関する文書を移管する必要はないと考えられし、制度改革以後は登記さえ行えば一般社団・財団法人を誰でも設立でき

点でこうした文書は重要であると言える。 公益性を有していることについて、国民に対する説明責任を果たすという 行政庁側にとっては公益性の判断について、一方、公益法人側にとっては、 手がかりとなるため、こうした文書は移管されて然るべきである。また、 手に、制度改革以後は、公益認定、認定の変更に関する文書を新たに

必要がある。 定款変更は、公益法人という組織の根幹に関わるため、引き続き移管する定款変更は、公益法人という組織の根幹に関わるため、引き続き移管する等の申請を行い、許可をもらう必要がある。制度改革後も公益法人は行政庁に対してする文書を移管する必要がある。制度改革の前と後にかかわらず、関連第三に、定款を変更する場合は、制度改革の前と後にかかわらず、関連

改革後に作成された文書は移管する必要はないと考えられる。 することが求められる。 関する文書は、 する判断基準を明確に分けて考える必要がある。 れる。なぜなら、立入検査の内容や方法及び発生する文書は行政機関によっ 度改革前に作成された文書については、 が見つかった場合に実施される報告聴取、 る点に意義がある。したがって、 として、制度改革以前は立入検査に関する文書を、制度改革以後は報告聴 第四に、 勧告・命令に関する文書を移管することが求められる。 指導・監督に関する文書については、 公益法人が抱える問題や改善すべき事項を知ることができ 定期的な立入検査に関する文書については、制度 制度改革以後は、 移管することが望ましいと考えら 勧告、命令に関する文書を移管 指導・監督に関する文書 制度改革の前と後で移管 大きな問題点や改善点 指導・監督に 制

棄とは言えず、検討していく余地がある。くる。以上から、制度改革以前における立入検査に関する文書は一概に廃務プロセスの違いを浮き彫りにする際には、こうした文書が必要になってて多少の違いがみられる。そのため、各行政機関による立入検査という業

ことができる。ただし、これらの文書は、 管・廃棄の基準を精査することが求められる。 おける不利益処分に係る処分前手続きに該当する可能性があるため、 ぜ法人の設立許可や公益認定が取り消されたのか、 がなされる際、 る。また、公益認定取り消しに関しても、 なぜ取り消しを行うのか、聴聞を行いその理由を付記することが求められ 文書が移管対象になると考えられる。 許可取り消しに関する文書が、制度改革以後は公益認定取り消しに関する 第五に、法人の廃止に関する文書としては、 認定取り消しの理由が付記される。こうした文書から、 設立許可取り消しの決裁の際には、 委員会から内閣総理大臣に答申 公益認定取消しも行政手続法に 制度改革以前は法人の設立 その理由や背景を知る 移

議事録は移管する必要がある。 一部でどのような判断が行われたのか、その審査内容を知るためにも委員会のでどのような判断が行われたのか、その審査内容を知るためにも委員会を制造・命令、公益認定の取り消しといった公益法人の根幹に関わる業務を出てきた点が挙げられる。公益認定、認定の変更、定款の変更、報告聴取・出てきた点が挙げられる。公益認定、認定の変更、定款の変更、報告聴取・出てきた点が挙げられる。公益認定等委員会の議事録を移管する必要が

を主務官庁に対して提出することが求められたが、省庁によって求められれる。制度改革以前は、公益法人の設立のために、設立許可申請書の他、れて然るべきであるが、その数が、制度改革後は大幅に増えた点が挙げられて然

とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当 要が出てきたため、申請書類が大幅に増えた。公益認定とは、「公益を目的 庁や公益法人は、 する税の優遇が相当に認められるようになったためである㎝。 業に該当するのかを理解することが求められるのである®。 該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度」(認定法第一条)であ れた。さらには、 る書類が異なっていた。それに対して、 制度改革後は、 審査が厳格化した背景には、 したがって、公益認定を考える上では、どのような事業が公益目的事 より国民に対して説明責任を果たせるようになったと言 公益目的事業の内容や種類を記載した文書を提出する必 公益性の判断の根拠となる文書が増えたことで、行政 制度改革以前と比較して、 制度改革後は申請書類が一元化さ 公益法人に対 申請書類が増 いずれにせ

第二節 特例民法法人

ない公益法人を総称して特例民法法人と呼ぶ。

なくなった。その期間は猶予として認められており、期間中に移行してい財団法人は「公益財団法人」か「一般財団法人」へ、移行しなければなら年から二五年の間に、社団法人は「公益社団法人」へ、移行しなければなら財団法人であって、新制度の法人へ移行していない法人を指す。平成二○財団法人を治していない法人を指す。平成二○財団法人であって、新制度の法人へ移行していない法人を指す。平成二○財団法人を指す。平成二○財団法人とは、旧民法第三四条の規程に基づいて設立された社団・

認められていた。したがって、特例民法法人に対する指導・監督に関する度が引き続き維持され、移行が完了するまで主務官庁の監督下での存続が影響を直接受けることはなく、平成二五年一一月末日までは、主務官庁制特例民法法人においては、許可主義から準則主義に変わったことによる

閣府から移管されるので、主務官庁より移管する必要はないと考えられる。団法人への認定又は一般社団・財団法人への認可の申請に関する文書は内文書は、従来通り主務官庁より移管する必要がある。一方、公益社団・財

第三節 特別法による法人

機関から移管される必要がある。 機関から移管される必要がある。したがって、従来のように主務官庁制度 並法人制度改革の対象外である。したがって、従来のように主務官庁制度 非営利活動法人(特定非営利活動促進法)という特別法による法人は、公 非対法人(を療法人(医療法人法)、更生保護法人(更生保護事業法)、特定 学校法人(私立学校法)、社会福祉法人(社会福祉法)、宗教法人(宗教

第四節 中間的な団体

一般社団法人に関する文書も移管する必要はないと考えられる。人制度改革後は、一般社団法人に吸収され、中間法人制度は廃止された。より取得できるため、各行政機関から移管する必要はない。また、公益法所轄庁の許認可を必要とせず、一般的な法律の定める要件を伴えば登記に中間法人には準則主義が採用される。つまり、法人格の取得には特定の

おわりに

本稿の目的は、公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの

るのかを検討することであった。
発生する文書を明らかにしていく中で、どのような文書が移管・廃棄とな書や政策担当者へのヒアリングを取り入れて業務プロセス及びその過程で移管・廃棄の判断指針」を取り上げ、実際に国立公文書館に移管された文を事例に、行政文書の管理に関するガイドライン 別表第二の「具体的な

で導き出される結論は以下の通りである。の違いを考慮した上で、移管・廃棄の基準を考えていく必要がある。本稿の違いを考慮した上で、移管・廃棄の基準を考えていく必要がある。本稿公益法人に関する文書は、公益法人制度改革の前と後で、業務プロセス

ものの、参考として綴られる申請書が移管される意義は大きい。公益法人 書が綴られる。決裁書において、 が、同時に参考として、 担保するためにも、 文書が移管対象となる。 なったため、設立に関する文書を移管する必要はないと考えられる。その うした決裁書は、歴史公文書等に該当し移管されるべきものと考えられる。 かといった行政機関側の裁量権を知ることが可能になる。 ていた。そこで、申請書を通して、どの程度であれば設立が認められるの を設立する社会的背景や目的、必要性を知る上で重要だからである。こう この決裁書には、 した申請書は、 人に対する国民の信頼を損ねないためにも、また国民に対する説明責任を 制度改革以前は、 一方、制度改革以後は、登記さえ行えば法人を誰でも設立できるように 公益法人制度改革以前は、 公益法人として認定を受けること、すなわち公益認定に関する 法人の機構や社会的役割、 設立を許可する旨を記載した許可指令書が綴られている 公益法人の設立許可を伺う決裁書が移管対象となる。 公益認定に関する文書は移管されて然るべきである。 社団法人・財団法人から提出される設立許可申請 社会公共の利益をはかることを目的とする公益法 審査の過程を記した文書は保存されない 法人の設立に際して、許可主義がとられ 理念を知る上でも重要である。 したがって、こ

> となる。 ることで、 とができるからである。また、公益性の判断をめぐる議論の内容を跡付け る。 委員会でとられた議事録、内閣総理大臣に出される答申が挙げられる。 庁からの意見聴取に関する文書、 係る文書とは、 公益認定に係る一連の文書を移管する意義は大きい。具体的に公益認定に 判断の基礎となる情報を的確に収集することが不可欠である。したがって、 不適切な法人が認定を受けることのないよう適切な判断を行うためにも、 議事録を通して、 公益認定をめぐる委員会の議事録が残される意義は大きいと考えられ 公益認定をめぐる業務プロセスをより深く理解することが可能 公益認定を受ける法人から提出された申請書類、 委員会における公益性の判断の基準や観点を知るこ 公益性を審査するにあたり、 公益認定等 旧主務官

この申請書は、 特に公益目的事業を追加する等の定款変更は、公益法人という組織の根幹 いても、公益法人は行政庁に対して申請を行い、許可をもらう必要がある。 られているこのような決裁書は移管対象になる。一方、 会的背景や目的、 考として、寄附行為変更許可申請書が綴られる。法人の設立許可と同様に、 対象となる。制度改革以前は、決裁書には、定款・寄附行為の一部変更を に関わるため、 許可する旨を記載した定款・寄附行為変更許可書が綴られるが、同時に参 定款・寄附行為に関する文書は、 定款の変更を伺う決裁書は移管対象となる なぜ定款・寄附行為を一部変更するのかといった、 必要性を知る上で重要である。したがって、申請書が綴 制度改革の前と後にかかわらず、 制度改革以後にお その社

命令に関する文書を移管することが求められる。指導・監督に関する文書制度改革以前は立入検査に関する文書を、制度改革以後は報告聴取、勧告・基準を明確に分けて考える必要がある。指導・監督に関する文書として、指導・監督に関する文書については、制度改革の前と後で移管する判断

である 機関による問題意識や検査の観点を知る上でも有益である。 検査実施前におけるチェックリストや事前調査票も保存されるため、行政 作成された文書ついては、移管する必要がないとも言い切れない。なぜな 成されたものは移管する必要はないと考えられる。しかし、 求められる。 がある。したがって、 制度改革以前における立入検査に関する文書は一概に廃棄とは言えないの いがみられる。そのため、 た場合に実施される報告聴取、勧告、 違いを浮き彫りにする際には、こうした文書が必要になってくる。また、 立入検査の内容や方法及び発生する文書は行政機関によって多少の違 公益法人が抱える問題や改善すべき事項を知ることができる点に意義 定期的な立入検査に関する文書については、 制度改革以後は、 各行政機関による立入検査という業務プロセス 命令に関する文書を移管することが 大きな問題点や改善点が見つかっ 制度改革後に作 したがって、 制度改革前に

管・廃棄の基準を精査することが求められる。 管・廃棄の基準を精査することが求められる。 における不利益処分に係る処分前手続きに該当する可能性があるため、移益認定が取り消されたのか、その理由や背景を知ることができると考えらに認定が取り消されたのか、その理由や背景を知ることができると考えらに関する文書が、制度改革以後は公益認定取り消しに関する文書が移消しに関する文書が移り、なぜ法人の廃止に関する文書が移り、

人への認可の申請に関する文書は内閣府から移管されるので、主務官庁よる必要がある。一方、公益社団・財団法人への認定又は一般社団・財団法て、特例民法法人に対する指導・監督に関する文書は主務官庁より移管すい 平成二〇年から二五年までの猶予期間に新制度の法人へ移行していない

り移管する必要はないと考えられる。

における本稿の意義及び残された課題を指摘しておきたい 状であるとも指摘している㎝。こうした現状を踏まえた上で、 らは日本のアーカイブズ界全体において、いまだ確立されていないのが現 その上で、評価選別を支える理論と方法の構築が強く求められるが、それ である、という三つの点できわめて重要な業務であると指摘している
の。 持つ、③公文書館は何を残すのかというアーカイブズの本質に関わる課題 い一回きりのものが多い、②現代の歴史を後世に伝える上で大きな意味を 止された。一般社団法人に関する文書も移管する必要はないと考えられる。 則主義が採用される。そのため、各行政機関から移管する必要はない。 必要とせず、一般的な法律の定める要件を伴えば登記により取得できる準 最後に中間法人に対しては、法人格の取得には特定の所轄庁の許認可を 本稿のテーマである評価選別について、坂口氏は、①やり直しがきかな 公益法人制度改革後は、一般社団法人に吸収され、 中間法人制度は廃 評価選別論 ま

本稿を一つの事例として、今後の評価選別の基準の策定や見直しといったプロセスを踏まえた上で、移管・廃棄とする理由を提示することができた。選別論の基準論を議論できた点である。効率的な評価選別を行っていくた 選別論の意義は二点ある。第一に、公益法人に関する文書を中心に、評価

る研究を行う際にも、本稿の知見は活用できると考えられる。すことができた。今後、館の所蔵資料を用いて業務プロセスを明らかにすとりわけ法人関係の文書を事例に、移管された文書から業務プロセスを示所蔵の移管文書に関する先行研究の発展に貢献できた点である。本稿では作業を進める上での一助となることが期待される。第二に、国立公文書館

られる。 では、 要となる。本稿では、 研究方法の 言えない。 研究方法の精緻化が求められる。本稿で用いた研究手法は、 素に対する考察・議論を深めていくことが求められる。本稿の「はじめに」 業も必要になってくる。 政機関や作成年度ごとに業務プロセスの特徴や特質を明らかにしていく作 ある。同時に、各行政機関や作成年度ごとに文書を比較し、それぞれの行 図るためにも、 あり実際に分析に用いた文書はごく一部である。業務プロセスの一般化を に対しても適用できる可能性がある。 察を深めていくことが、評価選別論の発展のために求められる。第三に、 でも述べたように、評価選別論は基準論だけにとどまらない。基準論だけ しかし同時に課題も残った。第一に、より多くの事例の蓄積が今後は必 誰が、何を、 評価選別の全体像を語り尽くしたことにはならないであろう。今後 今後は、 適用可能性を模索することで、 より多くの文書を用いて事例を蓄積していくことが課題で いつ、どこで評価選別するのかといった点についても考 他の移管基準についても同様に事例として取り上げ、 国立公文書館に移管された文書を扱ったが、 第二に、 移管基準以外の評価選別論を構成する要 しかし、確立した分析手法とはまだ 精緻化を図っていくことが求め 他の移管基準 制約も

補記

本稿は、国立公文書館で実施された平成二八年度アーカイブズ研修Ⅲ

おいて提出した修了研究論文を加筆修正したものである。

書その他の文書を指す。(公文書管理法第二条第六項)「歴史公文書等」とは、後世に残すべき対象となる歴史資料として重要な公文

1

- 一頁。
 2 国立公文書館『平成二九年度公文書移管関係資料集』、二○一七、三七~一○
- が定められている。 一方、別表第二では、保存期間満了時の措置の設定基準3 ガイドラインには、二つの別表がある。別表第一では、行政文書の保存期間の
- 5 前出、注4と同じ。
- 6 として―」、『平成二七年度 見直し」、『鳥取県立公文書館研究紀要』、七号、二〇一二、島田赳幸、「公文書 ト』五七号、二〇〇九、西村芳将、「公文書管理条例の成立と評価選別基準の 太田富康、外間より子、河木千世、「評価選別の基準とその適用(全史料協第 書館、二〇一六。 管理法下における行政文書の評価選別に関する一考察―『三条委員会』を事例 中島康比古、「マクロ評価選別の昨日、今日、明日」、『レコード・マネジメン 評価選別論の視点から」、『情報の科学と技術』、五六巻、一二号、二〇〇六、 二〇一一、中島康比古、「総論:情報を捨てる。情報を残す:アーカイブズの あたって評価選別基準を考える―現状と比較から―」、『文書館紀要』、二四号、 めて―」、『文書館紀要』、二四号、二〇一一、太田富康、「公文書管理法施行に 三五回(福島)大会研修会の記録)」、『記録と史料』、二〇号、二〇一〇、 大石三紗子、「評価選別基準の具体化へのアプローチ―実務的な指針を求 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』、 国立公文 太田富
- 県立文書館紀要』、九号、二〇〇七、安藤福平、「業務分析に基づく評価選別―8 安藤福平、「DIRKSマニュアルを適用した業務活動分析について」、『広島

- 例として―」、『広島県立文書館紀要』、一〇号、二〇〇九。 荒木清二、「DIRKSマニュアルの適用による業務分析―県教委文化課を事 広島県立文書館の取り組み─」、『広島県立文書館紀要』、一○号、二○○九、
- 9 画局を事例として―」、『北の丸』、四〇号、二〇〇七 田嶋知宏、「機能別評価選別による行政文書の評価と選別 -内閣府男女共
- 12 11 10 注7と同じ、 一四頁。
 - 前出、注8と同じ、二〇〇七、一〇一頁。
- 嗣、「公正取引委員会移管文書の特徴について」、『北の丸』、四九号、二〇一七。 生労働省移管文書の特徴」、『北の丸』、四八号、二〇一六、大澤武彦、梅原康 産省の文書管理と移管文書の特徴」、『北の丸』、四四号、二〇一二、水野京子、 国立公文書館移管文書」、『北の丸』、四三号、二〇一一、小宮山敏和、「農林水 の丸』、四三号、二〇一一、本村慈、「文部省・文部科学省における文書管理と 栃木智子、「経済産業省(通商産業省)文書構造と移管のあり方について」、『北 「人事院移管文書の基本的性格」、『北の丸』、四七号、二〇一五、本村慈、「厚 「内閣法制局移管文書について」、『北の丸』、四五号、二〇一三、栃木智子、
- 14 筧雅貴、「統計調査の企画に関する文書についての一考察─昭和四五年国勢調 資源開発基本計画を中心として―」、『北の丸』、四四号、二〇一二。

太田由紀、「意思決定過程を示す文書の作成と移管―国土交通省移管文書・水

13

- 15 国立公文書館『国立公文書館年報』創刊号、一九七一、一~三頁 査を事例に―」、『北の丸』、四六号、二〇一四。
- 16 中島康比古・水野京子「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述 ―国立公文書館を事例として―」『北の丸』四六号、二〇一四、 六八頁。
- 17 cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kenkyukai/150512/haifu/haifu5-1.pdf](参照 促進について」(昭和五五年一二月二五日連絡会議申合わせ)[http://www8 二〇一六年一一月二九日 - 公文書館等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の

33

して移管対象とされていた。

- 18 小原由美子「国立公文書館の現状と課題―国の公文書等の移管制度を中心に」 『情報管理』四八巻一二号、二○○六、八○九頁。
- go.jp/hourei/hourei3_03.pdf#search=%E3%80%8C%E6%AD%B4%E5%8F%B2%E 省庁文書課長等申合せ)(改正 平成一七年六月三〇日)[http://www.archives 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平 一三年三月三〇日閣議決定)等の運用について(平成一三年三月三〇日各府

19

- 98%E3%81%AE'] (参照、二〇一六年一一月一八日) %E3%81%AE%E9%81%A9%E5%88%87%E3%81%AA%E4%BF%9D%E5%AD% 8%A6%81%E3%81%AA%E5%85%AC%E6%96%87%E6%9B%B8%E7%AD%89 8%B3%87%E6%96%99%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E9%87%8D%E
- 前出、 注2と同じ、 九七頁。
- 21 20 注2と同じ、 八五頁。
- 林寿二、『公益法人の研究』、湘南堂書店、一九七二、一五六頁
- 前出、 注22と同じ。
- 総務省、『公益法人白書―公益法人に関する年次報告』、二〇〇七、一
- 26 25 24 23 22 前出、 注24と同じ。
- 注24と同じ。
- 27 法総則』(第三版)、日本評論社、二〇一一、六〇頁 河上正二、『民法総則講義』、日本評論社、二〇〇七、一三九頁、平野裕之、『民
- 28 平成一九年度版『公益法人白書』によれば、主務官庁とは「内閣の行政事務を 書―公益法人に関する年次報告』、二〇〇七、 分担管理する大臣を長とする内閣府及び一一省」を指す。 六頁。 総務省『公益法人白
- 本稿では、特に記載がないものは民法の条項を指すものとする。
- 32 31 30 29 総務省、『公益法人白書―公益法人に関する年次報告』、二〇〇七、六頁。
- おいては、公益法人等の設立・廃止等及び指導・監督等に関するものは原則と 成一七年から公文書管理法施行後の平成二六年までの期間である。この期間に 本稿で用いた移管文書の移管時期は、文書課長等申合せの別表が改訂された平 熊谷則一、『公益法人の基礎知識』、日本経済新聞出版社、二〇〇九、三七頁。
- 日本電動車両協会(EV協会)(仮称)の設立について』、経済産業研究所、一 九七二年一〇月、平二三経研〇三〇〇五一〇〇、国立公文書館所蔵『財団法人・ 法人の設立許可の業務プロセスを明らかにする上で参考にした文書は以下の 法人エネルギー問題調査会の設立許可申請について(伺い)」、『許可申請(原 九七六年四月二六日、平二三経研〇五六一八一〇〇、国立公文書館所蔵「財団 人システムズ・アナリストソサエティ設立認可申請書』、経済産業研究所、一 九八〇年六月六日、平二二公取〇〇〇一五一〇〇、国立公文書館所蔵『社団法 ついて」、『公益法人設立許可関係資料(昭和五五年度)』、公正取引委員会、一 通りである。国立公文書館所蔵「社団法人自動車公正取引協議会の設立許可に

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

○九六一○○を参考にした。

34

される。 議事録には、会議の日時、場所、出席会員数、議案、議事の経過要項等が記載

○一四一○○。 (金融財政事情研究会)』、金融庁、二○○五年一○月二七日、平二一金融○○(金融財政事情研究会)』、金融庁、二○○五年一○月二七日、平二一金融○○の実施及び通知してよいかの伺い」、『平成一七年度 公益法人立入検査関係 国立公文書館所蔵「(社)金融財政事情研究会への検査の実施について 検査

○一四一○○) 金融庁、二○○五年一○月二七日(平二一金融○○(金融財政事情研究会)』金融庁、二○○五年一○月二七日(平二一金融○○の実施及び通知してよいかの伺い」、『平成一七年度 公益法人立入検査関係 国立公文書館所蔵「(社)金融財政事情研究会への検査の実施について 検査

き欄である。送付前の段階なので未記載となっている。38 調査事項、公益法人側の考え方・問題点等の措置状況の欄は法人側が記載すべ

○○五年一○月二七日(平二一金融○○○一四一○○) のののでは、「平成一七年度」公益法人立入検査関係(金融財政事情研究会)』金融庁、二 図 国立公文書館所蔵「(社)金融財政事情研究会への立入検査の結果について」、

取〇〇〇五三一〇〇、国立公文書館所蔵「所管公益法人に対する立入検査の結年度)【定期検査関係】』、公正取引委員会、二〇〇六年一一月二日、平二三公する立入検査の実施について」、『公益法人指導監督基準等関係資料(平成一八財団法人公正取引協会の三法人である。国立公文書館所蔵「所管公益法人に対検査対象法人は、社団法人自動車公正取引協議会、社団法人全国家庭電化製品、

40

)。と、「○○七年三月二六日、平二三公取○○○五三一○関係】』、公正取引委員会、二○○七年三月二六日、平二三公取○○○五三一○果について」、『公益法人指導監督基準等関係資料(平成一八年度)【定期検査

41

大回車の
 大回車の

42

3 国立公文書館所蔵「社団法人海と山の救難国際鳩協会の設立許可の取消しに関いて」『公益法人』農林水産省、一山の救難国際鳩協会の解散登記の完了について」『公益法人』農林水産省、一九八○年一山の救難国際鳩協会の解散登記の完了について」『公益法人』農林水産省、一九八○年一山の救難国際鳩協会の設立許可の取消しに関

二二防衛〇〇〇一二一〇〇。 法人/財団法人民生協会設立許可取消』、防衛省、一九八二年五月二六日、平4 国立公文書館所蔵「財団法人民生協会の設立許可の取消し等について」、『休眠

二〇一〇〇)
分の許可について』、農林水産省、一九八四年七月一九日(平二六農水〇〇〇45 国立公文書館所蔵『財団法人農林水産業生産性向上会議の解散及び残余財産処

前出、 注 46と同じ、 九九頁。

48 47 49 館首席公文書専門官)からのヒアリング、二〇一七年一月一六日 青木浩史元公益認定等委員会事務局審查監督官(現:独立行政法人国立 注31と同じ、 一四四頁 一公文書

50

出する旧主務官庁としての意見について」二〇〇九年四月二七日起案 法人日本フィランソロピー協会について内閣府公益認定等委員会事務局に提 見について」二〇〇九年四月二七日起案。総務省大臣官房総務課管理室「社団 団について内閣府公益認定等委員会事務局に提出する旧主務官庁としての意 ○○九年四月二七日起案、 閣府公益認定等委員会事務局に提出する旧主務官庁としての意見について」 月二七日起案、総務省大臣官房総務課管理室「財団法人トヨタ財団について内 定等委員会事務局に提出する旧主務官庁としての意見について」二〇〇九年四 総務省大臣官房総務課管理室「財団法人地域社会研究所について内閣府公益認 局に提出する旧主務官庁としての意見について」二〇〇九年二月一八日起案: 臣官房総務課管理室「財団法人住友財団について内閣府公益認定等委員会事務 する旧主務官庁としての意見について」二〇〇九年四月二七日起案、 載した文書となる。意見聴取書とは、内閣総理大臣から総務大臣宛に送付され 載される。意見書とは、総務大臣から内閣総理大臣に宛てられる意見内容を記 する意見内容が記載される。また概要書には、「参考」として、公益法人の概 是正の有無及び内容)の説明、「二 意見の内容」として、総務省として回答 号に規定する欠格事由の有無、公益法人に対して講じた監督上の措置に対する あるという決裁の趣旨の説明、及び意見が求められた内容(認定法第六条第三 内閣総理大臣から旧主務官庁の意見が求められたためそれに回答するもので として認定法、整備法の条文が綴られる。概要書には、「一 趣旨」として、 見聴取に関する決裁書には、概要書、意見書(案)、意見聴取書、そして参考 筆者が総務省から開示請求した資料によれば、旧主務官庁等から提出される意 た移行認定の申請があった旨の通知書である。総務省大臣官房総務課管理室 財団法人助成団体センターについて内閣府公益認定等委員会事務局に提出 (法人の目的、 設立年月日、代表者、主な事業、 総務省大臣官房総務課管理室「財団法人日本生命財 所在地、基本財産額)が記 総務省大

注49と同じ。

齋藤健「立入検査に求められる対応方法」、『公益・一般法人』八八二、二○

54

go.jp/siryou/koueki/kenkyu/dai1/siryou9.pdf#search=%27%E5%85%AC%E7%9B%8 A%E7%9B%AE%E7%9A%84%E6%94%AF%E5%87%BA%E8%A8%88%E7%94 得ようとする制度である。「公益目的支出計画について」、http://www.gyoukaku. 七年一月一二日)。 %BB%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%27 に、その残余財産が類似の公益目的のために引き渡されることと同様の効果を 後に計画的に公益の目的に支出させることで、現行の公益法人が清算した場合 般財団法人に移行させた上で、移行の時点での正味財産に相当する額を、移行 公益目的支出計画とは、その法人格を継続させたまま通常の一般社団法人、一 (参照、二〇一

前出、注49と同じ、山下雄次、「新公益法人制度の基本知識―これだけは えておきたいポイント―」、『月刊公益法人』四一(四)、二〇一〇、二〇頁。

55

注31と同じ、二一○頁

措置がとられている。法人の廃止に関する文書については、移管基準のさらな 二の(一)の一二(三)不利益処分に関する重要な経緯に関しては、すべて廃棄の と考えられる(行政手続法第三章第一三条)。 る検討が求められる。 聴聞の実施等は、行政手続法における不利益処分に係る処分前手続きにあたる 行政文書管理規則の別表第二の

59 法務省 「法務省行政文書管理規則」 [http://www.moj.go.jp/content/001184605.pdf] (参照、二〇一七年一月五日)

60 ○○九月四月一○日。 公益認定等委員会事務局、「公益認定申請書 一般財団法人日本拳法連盟」、二

61 公益認定等委員会事務局、「公益認定申請に係る諮問について(一般財団法人 東京コミュニティー財団)」、二〇〇九年五月一八日起案

公益認定等委員会事務局、 九年四月三日 一公益認定等委員会 (第四八回)議事次第」、二〇〇

62

64 63 注49と同じ。

に該当する可能性があるため、移管・廃棄の基準を精査することが求められる。 ただし、公益認定取消しも行政手続法における不利益処分に係る処分前手続き 注31と同じ、 一四六頁

前出、

66 65 前出、 注49と同じ。

68 67

前出、注4と同じ、一頁。

(公文書専門官)